

令和6年度水俣市融資制度のご案内

1.水俣市創業資金融資制度について

市内産業の健全な発展と振興を図るため、市内中小企業者等に対して実施している融資制度です。詳しくは、下記取扱金融機関の融資窓口へお尋ね下さい。

融資対象	1)信用保証協会の保証対象となる事業を営んでいること 2)市内に住所及び事業所を有していること 3)市税を完納していること 4)これから1月以内(特定創業支援を受けた者は6月以内)に新たに事業を開始する創業者 5)これから2月以内(特定創業支援を受けた者は6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する創業者 6)事業を開始した日以後5年を経過していない中小企業者 7)会社設立の日(法人登記)以後、5年を経過していない中小企業者 8)取扱金融機関の取引停止処分を受けていないこと 9)協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む)がないこと
融資条件	1)使途 創業により行う事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金 ただし、新たに会社を設立するための資本金(株式取得資金)は対象としない 2)返済方法 均等分割返済又は一括返済ただし、据置期間を設けることができる 3)融資限度額 1000万円以内、1500万円以内(特定創業支援を受けた者) 4)融資期間 3年以内 5年以内 7年以内 10年以内 5)融資利率 1. 20%以内 1. 30%以内 1. 50%以内 1. 65% ※特定創業支援を受けた者は、融資利率から0. 20%を減じる 6)基本保証料率 基準料率:年0. 90% ※特定創業支援を受けた者又は協会の指定する専門家派遣事業を利用する場合 :年0. 80% 会計参与を設置していることを登記により確認できる中小企業者 :年0. 80% 7)連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 8)担保 担保・物的担保は徴収しない
取扱金融機関	肥後銀行 水俣支店 熊本銀行 水俣支店 熊本中央信用金庫 水俣支店

2.市補助金について

◆水俣市創業資金融資制度利活用促進補助金について

補助対象	【信用保証料補助】:下記1)～6) 【利子補給】:下記1)～9) 1)平成31年4月1日以降に、金融機関から水俣市創業資金融資制度の融資実行を受けた者であること 2)市内に住所及び事業所を有していること 3)市税を滞納していないこと 4)営業許可又は登録を要する業種については、当該許可又は登録を有すること 5)金融機関の取引停止処分を受けていないこと 6)保証協会に対して代位弁済による求償債務(連帯保証によるものを含む)がないこと 7)当該年度の12月31日時点で融資を受けた資金の償還に延滞がないこと 8)融資の条件を変更していないこと 9)融資を受けた際の資金用途に従っていること
補助内容	【信用保証料補助】 信用保証協会が算出した信用保証料の額に相当する額(上限20万円)を市で負担。 【利子補給】 元金返済に伴い1年間に支払った利子に相当する額(上限20万円)を5年間、市で負担。
問い合わせ先	水俣市企業支援センター(TEL0966-62-0639)

**◆水俣市中小企業融資資金利子補給金
(熊本県小規模事業者おうえん資金対応分)について**

対象者	令和3年4月1日以降に、経営支援プログラム実施企業として、熊本県が実施する小規模事業者おうえん資金融資制度の融資実行を受けた者で、市内に住所及び事業所を有し、市税を完納していること。
対象となる利子	令和3年4月1日以降に、金融機関から融資決定を受けたもので、約定通りに返済されている利子
利子補給の額	1年間に支払った利子の1/2の額(100円未満切り捨て)
利子補給の期間	3年以内
問い合わせ先	水俣市企業支援センター(TEL0966-62-0639)